

主な出展規程

1. 出展申込の受理・申込成立時期について

出展者が主催者の定める手続きを行い、出展申込み（本展ホームページの出展申込みシステムを利用）を主催者が受領した時点で出展申込の契約成立とします。ただし、出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合や、出展資格を有しないと主催者が判断した場合は出展をお断りすることがあります。

2. 出展申込期限

2025年12月25日（木） 15:00締切

3. 出展申込の契約

出展申込者（以下、出展者）が事務局の定める手続きを行い、出展申し込みを事務局が受領した時点で出展申込の契約成立とします。ただし、その出展者が出展資格を持たない、また出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わないと事務局が判断した場合は、出展を拒否することがあります。

4. 出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付します。請求書発行日の翌月末までに消費税込の合計金額を指定口座まで振り込むものとします。請求書に記載している期日までに出展料金をお支払いいただけない場合は、出展お申し込みを取り消しとさせていただきますことがあります。なお、出展料金を含め、本展示会に関するすべての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

5. 出展申込の解約

出展申込書提出後（出展契約締結後）の解約は、原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと認めた場合は、解約を了承します。出展申込者は書面にて事務局宛てに解約願を提出し、その解約願を主催者が受領した日を解約日と定め、下記要領に従って、解約料金を申し受けることとします。

出展取消、解約、小間数の減少・変更などの意思表示	キャンセル料
2025年12月25日（木）までの解約	出展料の50%
2025年12月26日（金）以降の解約	出展料の100%

6. 出展規程等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規程や装飾規程、展示会運営方法（以下、規程等）を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないこととします。主催者は規程等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。また、出展者は会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

7. 出展物の規制

出展者が出展申込書の出展内容欄に記載したこと、または、出展スペース内に設置された展示物等について、主催者が本展示会開催主旨に沿わないと判断した場合は、出展または展示をお断りすることがあります。

8. 出展スペース位置の決定

出展スペース位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容を勘案したうえで、主催者にて決定することとします。また、主催者は、展示効果向上や来場者動線等、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合には、出展スペース位置の変更をすることがあります。

9. 会期および搬入出期間

会 期：2026年3月14日（土）・15日（日） 10:00～17:00
搬入期間：2026年3月13日（金） 9:30～18:00
（但し出展小間数・位置により異なります）
搬出期間：2026年3月15日（日） 17:00～19:30
（車両の移動は館内の安全が確認出来るまで不可）

10. 展示物の管理など

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。主催者は、警備員等を配置し会場全般の管理に最善を尽くしますが、主催者の故意または重大な過失により生じた場合を除き、出展者が受ける損害を賠償する責任を負わないものとします。また、展示物が未到着の場合でも、出展者は出展料金を支払う義務を負うものとします。

11. 損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険に加入するなど、十分は対策を講じてください。

12. 展示会開催の変更・中止

- 主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展社に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。
- 会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。
- 出展料金の返金について
主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更（延期）を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金は行わないものとします。

展示会開催中止を決定した日	返金の割合
出展申込締切日まで	出展料金の100%
出展申込締切日の翌日から会期の前月末まで	出展料金の80%
会期日の当月1日から搬入・設営開始前日まで	出展料金の70%
搬入・設営期間	出展料金の50%
会期初日	出展料金の30%
会期最終日	出展料金の0%

4 不可抗力について

戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。